

## 令和3年会津美里町議会定例会5月会議

議事日程 第1号

令和3年5月25日（火）午前10時00分開議

諸般の報告

①説明員の報告（別紙のとおり）

第1 会議録署名議員の指名

第2 議案の上程及び提案理由の説明

第3 報告第 6号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）

第4 承認第 9号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度会津美里町一般会計補正予算（第3号））

第5 議案第38号 令和3年度会津美里町一般会計補正予算（第4号）

第6 議案第39号 除雪機械購入契約について

第7 同意第 4号 会津美里町副町長の選任につき同意を求めることについて

第8 同意第 5号 会津美里町教育長の任命につき同意を求めることについて

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（16名）

1番	野中寿勝君	9番	横山義博君
2番	村松尚君	10番	佐治長一君
3番	小島裕子君	11番	根本謙一君
4番	渋井清隆君	12番	根本剛君
5番	堤信也君	13番	山内須加美君
6番	鹿野敏子君	14番	横山知世志君
7番	鈴木繁明君	15番	石川栄子君
8番	星次君	16番	谷澤久孝君

○欠席議員（なし）

---

○説明のため出席した者

町長	杉山純一君
総務課長	國分利則君
政策財政課長 参事兼 会計管理者	鈴木國克彦君
町民税務課長	児島隆昌君
健康ふくし課長	平山正孝君
産業振興課長	金子吉弘君
建設水道課長 教育長 職務代理者	鈴木明利君 小関れい子君
教育文化課長	松本由佳里君
教育文化課主幹	福田富美代君

---

○事務局職員出席者

事務局長	高木朋子君
総務係長	歌川和仁君

開 議 (午前10時00分)

○開議の宣告

○議長（谷澤久孝君） ただいまから令和3年会津美里町議会定例会5月会議を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

---

○諸般の報告

○議長（谷澤久孝君） 諸般の報告を行います。

説明員の報告は、お手元に配付したとおりです。

---

○会議録署名議員の指名

○議長（谷澤久孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、本町議会会議規則第127条の規定により、

7番 鈴木 繁 明 君

8番 星 次 君

の両名を指名いたします。

---

○議案の上程及び提案理由の説明

○議長（谷澤久孝君） 日程第2、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

本会議に送達されました事件は、会津美里町長より、報告第6号、承認第9号、議案第38号及び議案第39号、同意第4号及び同意第5号の計6議案であります。

お諮りいたします。本日は、議案を別紙付議事件一覧表のとおり上程し、提案者からの説明を求めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま宣告のとおり議事を進行いたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） 本日、令和3年会津美里町議会定例会5月会議の再開に当たり、議員各位におかれましてはご参集を賜り、誠にありがとうございます。本定例会にご提案申し上げます報告1件、承認1件、議案2件及び同意2件の提案理由をご説明申し上げます。

初めに、報告第6号は、専決処分の報告についてであります。本件は、令和3年2月5日に町内外

川原地内を除雪中、駐車していた車両に除雪車で押された雪が接触し、車両の一部を破損させる物損事故が発生いたしました。事故後、相手方と交渉の結果、賠償金26万8,000円を町が支払うことで示談が成立したため、専決処分したものであります。

次の承認第9号は、専決処分の承認を求めることについてであります。本件は、令和3年度会津美里町一般会計補正予算（第3号）であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を115億1,963万円とするものであります。

次の議案第38号は、令和3年度会津美里町一般会計補正予算（第4号）であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,395万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を117億8,358万2,000円とするものであります。

次の議案第39号は、除雪機械購入契約についてであります。本案は、地方自治法第96条第1項第8号及び会津美里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次の同意第4号は、会津美里町副町長の選任につき同意を求めることについてであります。本案は、会津美里町副町長として佐々木吉一氏を選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

佐々木氏は、昭和53年4月から旧会津高田町職員として勤務し、合併後においては健康福祉課長、健康ほけん課長、教育次長兼子ども教育課長を歴任するなど、平成28年3月に退職するまでの間、本町の発展のために尽力されてこられました。

以上のことにより、佐々木氏は町の行政運営に精通しており、副町長として最適任であると考えているところであります。なお、任期は令和3年5月25日から令和7年5月24日までとなります。

次の同意第5号は、会津美里町教育長の任命につき同意を求めることについてであります。本案は、会津美里町教育長として歌川哲由氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。

歌川氏は、昭和57年4月から中学校教諭として勤務を始め、その後、会津学鳳中学校初代教頭、県教育庁県中教育事務所長、会津若松市立第三中学校校長を歴任するなど、令和2年3月に退職するまでの間、長きにわたり教育行政に携わり、これからの本町教育行政を推進していくに当たり適任であると判断するものであります。

なお、任期は令和3年5月25日から令和6年5月24日までとなります。

私からは以上であります。審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷澤久孝君） これをもって提案理由の説明を終わります。

---

○報告第6号の議題、説明、質疑

○議長（谷澤久孝君） 日程第3、報告第6号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めるこ

とについて)を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

総務課長、國分利則君。

〔総務課長（國分利則君）登壇〕

○総務課長（國分利則君） それでは、報告第6号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）をご説明申し上げます。

議案書1ページ、2ページ、併せまして提出案件資料1ページ上段を御覧ください。本件は、令和3年2月5日午前9時頃、町内外川原地内を除雪中、駐車していた車両に除雪車で押された雪が接触し、車両の一部を破損させる対物事故が発生いたしました。その後、令和3年4月30日、町内在住のF氏を相手方といたしまして、26万8,000円を支払うことで示談が成立しましたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

○議長（谷澤久孝君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第6号を終了します。

---

○承認第9号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷澤久孝君） 日程第4、承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度会津美里町一般会計補正予算（第3号））についてを議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

政策財政課長、鈴木國人君。

〔政策財政課長（鈴木國人君）登壇〕

○政策財政課長（鈴木國人君） おはようございます。それでは、ご説明を申し上げます。

承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度会津美里町一般会計補正予算（第3号））についてご説明いたします。

予算書と併せまして議案書3ページ、提出案件資料1ページ中段を御覧ください。本件は、令和3年度会津美里町一般会計補正予算（第3号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和3年5月12日に専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認をお願いするものでございます。

それでは、予算書表紙の裏面を御覧ください。第1条におきまして、歳入歳出予算の補正でござい

ます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ115億1,963万円とするものでございます。

2枚おめくりいただきまして、3ページを御覧いただきたいと存じます。歳入歳出の補正予算の内容につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。3ページは歳入でございます。15款国庫支出金、2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金2,000万円の増額につきましては、1節の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金でございます。コールセンターの体制強化のため、国庫補助について増額するものでございます。

4ページを御覧いただきたいと存じます。歳出であります。4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費2,000万円の増額につきましては、今ほど歳入でご説明いたしましたコールセンターにおける受付人員の増員等を行い体制強化を図るため、12節の新型コロナウイルスワクチンコールセンター委託料を記載のとおり増額するものでございます。

なお、コールセンターでございますが、両沼7町村で設置してございまして、体制強化のための変更契約が必要となったことから、5月12日で専決処分を行い、同日で変更契約を締結したところでございます。

歳入歳出の説明は以上であります。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（谷澤久孝君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

野中寿勝君。

○1番（野中寿勝君） 今の補正で、歳出になりますけれども、コールセンター委託料の増額で体制強化というお話があったのですが、その中身について説明がなかったので、どのような状況があって体制を強化する必要があったのか、また会津美里町においてはそれがどのような効果をもたらすものなのか説明をお願いしたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 体制強化という、どうして必要だったのかというまず1点目についてでございますが、うちのほうも4月19日ですか、送付し、26日から受付を開始したときに、なかなか電話が繋がらないということがございました。それに対しまして、両沼町村のほうでも若干ですが、体制強化を一度行ったところでございますが、それでも対応がなかなか難しかったということで、両沼町村間でコールセンターの受付枠を13まで増やすということ、あと土曜日の受付体制を取るということで体制の強化を図って、よりつながりやすい体制を取ると、整えるということで両沼町村間で決定したということでございます。

あと、町にとってどのような利点があるかということにつきましては、やはり回線数、受付人員等を増やすことによって予約コールセンターを利用する方がよりつながりやすくなるということ、あと土曜日の受付を開始するというので、家族の方が勤務日時以外にも予約することが、利用すること

ができるということが利点だということだと考えております。

以上であります。

○議長（谷澤久孝君） 野中寿勝君。

○1番（野中寿勝君） ありがとうございます。

すみません。元は幾つで、13になったのか。結局回線を増やしたという理解でよろしいのか。

あと、土曜日も拡張したということですが、日曜日までには判断至らなかったのか、対応が難しかったのかと言うと先に聞く話ではないのですが、日曜日も、町民の方を考えれば、受付していただいたほうが家族の方も、仕事を持つ子供さんとか、お孫さんたちが対応してあげられるとかというのはあるのですが、その日曜日については検討をされたのか。した結果、やはり日曜日は除かれたのか、その点お願いします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） まず、元はということですが、3月のコールセンター、問合せという形で設置した時点で5名体制であったものを一旦10名にし、13名に増員したということでございます。

あと、日曜日の件についてでございますが、日曜日の件、検討させていただきました。両沼町村の中で検討させていただいたのですが、財源的な問題もちょっとございまして、10分の10の国庫補助ということで、実際、日曜日1日増やすというだけで相当の額が増額になるということで、やむを得ず土曜日を追加するという形で、取りあえず今のところそういうことで対応するという事に決まったことでございます。

以上です。

○議長（谷澤久孝君） 野中寿勝君。

○1番（野中寿勝君） では、最後1点。

財政的なこともあって土曜日の1日ということですが、逆に言うと、時間的な部分で受付時間を、私もちょっと記憶ないのですが、夕方で終わってれば、もうそれを長くするとか、まさに24時間というわけにはいかないと思うのですが、やはり高齢者の場合は家族の方のフォローがなければできないというのが今報道等もあるわけです。そういう状況の中で、やっぱり時間帯を、受付時間を少し夕方までにずらすとかということでの、微増というのですか、少しでもかけやすい環境づくりというのをやっぱり一つ考え方として持つことも検討されたのかどうか。それによって変更なければ、なぜそれについては変更なかったのかをお願いします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 時間の延長につきましても併せて検討させていただいたところではございます。1時間の延長、6時までというところも若干検討させていただいたのですが、やはり町村間の中で1時間増としたときに、仕事が5時までで、通勤等も考えると6時までというのはあま

り効果的ではないのかということ、土曜日1日丸々増やすということで決定させていただいたというところでございます。

以上です。

○議長（谷澤久孝君） 佐治長一君。

○10番（佐治長一君） そういうことで回線を増やしたということで、私も4日目にやっと町内の予約取れたのだけれども、現代的に75歳から本町でやっているのだけれども、実際的にどのくらいのパーセンテージで、あと今そういうことで予約が取れて、その後の予約アクセスはないのか、その辺、現状どうなっているのか教えてください。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） すみません、今手元の資料が5月20日11時時点の資料しかございませんので、そちらのほうでご説明をさせていただきたいと思います。今現在、予約済み件数につきましては2,960件、こちらのほうで把握しているのは2,960件でございます。予約率に對しまして73.05%、75歳以上の送付者に對しましては今現在70.29%と、5月20日時点での予約率となっております。ただ、こちらにつきましては美里町内の医療機関を予約された方について把握した数字でございます。というのも、例えばかかりつけ医が若松にあって、直接若松の先生に、私かかりつけで、こちらで注射できますかと言った場合に、先生が大丈夫ですよと言ったときの部分については、こちらのほうで把握できておりませんので、あくまでコールセンターを通した予約ということになっております。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） 財源のことで伺います。

当然国との調整で2,000万という数字が出されたと思います。今、説明の中で日曜日まで拡張は財源的に難しいという話だったというふうに説明されております。この点で、この2,000万については、地域事情、状況によっては国も十分協議に乗る姿勢であるので、この運びになれたということなのか、あくまでも国の政策によって可能な限り早く進めるためにこういう財源が設けられたのか、その辺のところをもう少しつまびらかにしていただきたい。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 財源の件につきましては、今現在国から示されている会津美里町に対する財源につきましては、9月末までという期間がちょっとございまして、それに対して約5,800万が財源として今示されているところでございます。当初のコールセンター分、あとワクチン接種分、そういうのを全て含めた中で5,800万という形になっておりますので、その中で今回対応できる分という形で増額補正をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。



○11番（根本謙一君）　ということは、その枠の中で可能な限りこの部分に充てたという理解でいいのですか。新たに来るのではなくて、その枠の中で可能な限りの対応を取ったという理解でいいですか。

○議長（谷澤久孝君）　答弁、健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君）　はい、そのとおりでございます。

○議長（谷澤久孝君）　山内須加美君。

○13番（山内須加美君）　1点お願いいたします。

昨日、担当課のほうからワクチン接種についての報告がありました。その中で、当初65歳以上から開始するわけだったのが75歳からというのを現状今説明受けました。その理由を見せていただきますと、4月の大臣発言の中で65歳以上の一斉送付の段階的な発送で対応するように求められたこと、両沼管内でもということなのですが、これだけではちょっと理解できないものですから、要はその先に医療機関の関係であるとか、ワクチンの関係とか等々の問題の絡みでということはないのでしょうか、これ。大臣の理由、この1点だけでの話なのか。隣接する若松市なんかはもう当然、他町村のことかもしれませんが、65歳以上からもう既に通知して、もう実施されているというふうがありますので、この内容についてちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（谷澤久孝君）　山内議員に申し上げますけれども、予算のことでないのですけれども、答弁できるかどうか。健康ふくし課長、答えられますか。

では、健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君）　65歳から75歳に接種対象者を切り上げた点につきましてでございますが、まず先ほど議員が言われましたように大臣発言があったということが1つ大きなことでございます。あと、当初、最初に発送する際に、ワクチンの県、国からの配分につきまして、安定的に入ってくる状況ではなかったというのが1つございます。接種券を発送する際に議員の皆様について接種券を発送しますというご説明をさせていただきましたが、その際にもワクチン、直近で入ってくるのが1箱でございます、その後入ってくるのが1箱、見込みでございますという形でご説明させていただきましたが、あくまで見込みという形でしか取れなかったものですから、確実にできるようにということで、75歳という形で切らせていただいたというところでございます。

○議長（谷澤久孝君）　小島裕子さん。

○3番（小島裕子君）　今回、ワクチンの予約接種のことなのですけれども、町内を歩きまして数十名の方に予約が終わりましたかということでちょっと伺いましたら、まだその申込みの用紙が来ていないという方が数名いらっしゃいました。もうとっくに来ているはずなのですけれどもということで一応話はさせていただいて、ただ封書もどういった封書なのかということもちょっと尋ねられたということもありまして、実際、家族の方がいろいろ探してみたら本当はもうとっくに来ていたという方もやっぱりいらっしゃいまして、予約をしたいのだけれども、どういった形で予約したらいいか分か

らない、町のほうから電話が来ると思って待っていたという方もちょっといらっしゃったということで、もしできましたら回覧板等でその辺、予約が済みましたかとか、こういう封書が届いていますとか、もうちょっとフォローするような意味で通知をしていただければありがたいなともちょっと思ったのですけれども。あと、65歳以上からの接種が始まった場合、75歳以上でできなかった方も、また予約で申し込んで接種できるのかどうかちょっと教えてください。

○議長（谷澤久孝君） 小島議員に申し上げますけれども、予算のことで今審議しておりますので。答えてもらえますか、その以外の話なのですけれども。それとも、意見ですか。

○3番（小島裕子君） はい。お願いします。

○議長（谷澤久孝君） 分かりました。

ほかに。

〔何事か言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） お答えしてもらうのですか。分かりました。

では、健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） まず、1点目の通知につきましては、接種券を送付させていただきました際に、中のほうに予約センター用のチラシを1枚、大きな連絡先を記載したものを同封させていただいております。封筒自体が分かりづらかったということがあるかもしれません。誠に申し訳ございませんでした。あと、まだ接種されていない方への広報活動ということで、そちらのほうについては検討させていただきたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより承認第9号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（谷澤久孝君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

○議案第38号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷澤久孝君） 日程第5、議案第38号 令和3年度会津美里町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

政策財政課長、鈴木國人君。

〔政策財政課長（鈴木國人君）登壇〕

○政策財政課長（鈴木國人君） それでは、ご説明いたします。

議案第38号 令和3年度会津美里町一般会計補正予算（第4号）につきましてご説明をさせていただきます。予算書と併せまして提出案件資料3ページから7ページ、提出案件参考資料1ページ、2ページを併せて御覧いただきたいと存じます。なお、今回の補正予算において新型コロナウイルス感染症対策の町独自事業について予算を計上してございますので、参考資料を添付させていただきました。よろしく願いいたします。

それでは、予算書表紙を御覧ください。第1条におきまして歳入歳出予算の補正であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,395万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ117億8,358万2,000円とするものでございます。

それでは、内容につきまして事項別明細書によりご説明いたします。3枚おめくりいただきまして、3ページをお開きください。歳入でございます。15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金3,023万4,000円の補正増につきましては、2節の新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金でございまして、独り親以外の低所得の子育て世帯の生活支援といたしまして、児童1人当たり5万円の子育て世帯生活支援特別給付金を支給するため、国庫補助金について新たに計上させていただきます。

次に、3目衛生費国庫補助金565万円の補正増につきましては、1節の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金を増額するものであります。

次に、16款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金7,056万円の補正増につきましては、3節の地域医療介護総合確保基金事業補助金でございまして、社会福祉法人の認知症対応型共同生活介護及び小規模多機能型居宅介護事業所の建設を補助するため、県補助金について新たに計上するものでございます。

19款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金1億5,750万8,000円の補正増につきましては、今回の補正における一般財源不足額を調整するため増額するものでございます。なお、今年度も

国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が交付されます。本町へ交付される交付金の上限額は約2億円と示されてございますが、今後、実施計画を策定し、国の確認を得た上で歳入予算に計上する考えでございますので、今回の補正では財政調整基金での調整としたところでございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。4ページを御覧ください。2款総務費、1項総務管理費、7目企画費1億550万7,000円の補正増につきましては、感染症対策の独自事業でございます。提出案件参考資料によりご説明申し上げます。

提出案件参考資料の1ページをお開きいただきたいと存じます。事業名でございますが、地域振興事業。1、事業概要、新型コロナウイルス感染症により経済的な影響を受けている町民及び町内事業者の応援を目的として、生活応援商品券を町民全員に配布するものでございます。事業対象であります。6月1日を基準日として、1万9,600人の町民を想定してございます。事業内容であります。配布金額は1人当たり5,000円。配布時期は7月上旬を予定し、配布方法については、世帯主宛て簡易書留にて郵送いたします。生活応援商品券の使用期間であります。7月上旬から11月下旬を予定してございます。利用店舗であります。商工会発行のあいづじげん商品券の利用店舗に準じる考えでございます。4の事業費であります。事業費につきましては予算書にお戻りいただきたいと存じます。4ページであります。予算書の4ページにお戻りいただきまして、7節、生活応援商品券1億167万5,000円から17節の事務機器まで、それぞれ記載のとおり新たに計上させていただくものでございます。

次に、3款民生費、1項社会福祉費、4目高齢者福祉費216万6,000円の補正増につきましては、12節の外出支援サービス事業委託料でありまして、高齢者の新型コロナウイルスワクチン接種を支援するため増額するものでございます。

5目高齢者福祉施設費7,056万円の補正増につきましては、18節の地域医療介護総合確保基金事業補助金でありまして、歳入でもご説明いたしました社会福祉法人の介護事業所の建設に対する補助金を新たに計上するものでございます。

4ページの一番下から5ページにかけまして、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費3,023万4,000円の補正増につきましては、歳入の新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金でご説明いたしました内容でありまして、子育て世帯生活支援特別給付金を支給するため、4ページ、3節の時間外勤務手当から、5ページに参りまして18節の子育て世帯生活支援特別給付金まで、それぞれ記載のとおり新たに計上するものでございます。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費348万5,000円の補正増につきましては、主に12節の新型コロナウイルスワクチン配送業務委託料でありまして、新たに計上するものでございます。

6ページに参りまして、6款商工費、1項商工費、1目商工振興費5,200万円の補正増につきましては、感染症対策の独自事業でございます。これも提出案件参考資料によりご説明を申し上げます。

提出案件参考資料の2ページをお開きいただきたいと存じます。事業名、商工活性化事業。1、事

業概要でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響による地域経済の停滞に歯止めをかけ、地域における消費を喚起、下支えすることにより町内事業者の事業継続等を応援するため、会津美里町商工会が実施するプレミアム付商品券事業に対して補助金を交付するものでございます。2の支援対象は、町内に店舗を有する商工業者。3、支援内容であります。額面総額は1億9,500万円、うちプレミアム分は4,500万円でございます。販売総額1億5,000万円。プレミアム率は30%。購入限度額は1人につき3万円。それから、商品券販売開始日は8月上旬を予定してございます。使用期間でございますが、8月上旬から11月下旬を予定しております。商品券販売方法であります。購入引換券により、金融機関及び休日の販売会により販売いたします。利用店舗は、公募により決定いたします。それから、商品券の種類は、1冊が1万3,000円となっておりまして、うち1万円分が全店共通用、3,000円分が小規模店用となります。4の事業期間は、令和3年5月下旬から令和4年2月下旬。5の事業費でございますが、事業費については予算書6ページにお戻りいただきたいと存じます。予算書であります。18節のプレミアム付商品券事業補助金5,200万円を新たに計上させていただくものでございます。

なお、次ページ以降につきましては給与費明細書でありますので、御覧いただきたいと存じます。

歳入歳出の説明は以上であります。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（谷澤久孝君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。歳入歳出を一括しての質疑はありませんか。

野中寿勝君。

○1番（野中寿勝君） 2か所お願いします。

予算書4ページの真ん中、民生費、社会福祉費の4項高齢者福祉費の委託料で外出支援サービス事業委託料、2点目が次のページ、5ページの最後の保健衛生費の予防費の委託料の中の配送業務委託料、この2点についてお伺いします。

まず、1点目、これ1点ずつでよろしいのですよね。

○議長（谷澤久孝君） はい。

○1番（野中寿勝君） では、最初1点目、外出支援サービス事業、コロナワクチン接種を支援するという、高齢者のためなのですが、対象はどういう方を対象に、その利用方法はというふうこのサービスを受けられるのか。

あと、当然高齢者のほうで、新しい予算措置ですので、これから周知を図る必要があると思うのですが、その周知の方法はどうか。3つお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 外出支援サービスについてでございますが、こちらワクチン接種に関して、対象としては通常の公共交通機関の利用が困難な方ということ想定しております。今現在、在宅福祉サービスで外出支援サービスを利用されている方がいらっしゃいますが、その方々等も

含まれるということでございます。

利用の方法につきましては、現在、社会福祉協議会のほうに業務を委託しておりますので、そちらのほうに予約をしていただいで使っていただくということを考えております。

周知方法についてでございますが、今現在もう登録されている方がいらっしゃいます。そちらの方につきましては、通常、医療機関に月1回程度という形で使っておられますが、ワクチン接種に関して別枠でさらに使えますという形で周知のほうは既にさせていただいているところでございます。

○議長（谷澤久孝君） 野中寿勝君。

○1番（野中寿勝君） 予算が議決されないうちにもう周知してあるというのはどうなのかなというのはちょっとと思いますが、それは触れませんが、結局支援サービスに登録されている方だけということに今ちょっと聞いたのですけれども、結局今独り暮らしのお年寄り、サービスは特に受けていなくて、ただ歩いて行くにはちょっと不便だとか、いろいろそういう方の声もちょっと聞くところがあるのですけれども、そういったところはこのサービスの提供は受けられないのかどうかをお願いしたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） そもそも外出支援サービス、在宅福祉事業としてやっているものにつきましてですが、ストレッチャーとかそういったものを使用して、家族の方が同乗していただいでというサービスのものがございます。歩行がおぼつかないという部分についてこのサービス、無償で利用していただくサービスとなっておりますので、条件等を一応設定されておりますので、その方の状況によって判断させていただくという形になってくるものと思います。ただ、歩行がおぼつかないという条件で該当になるかという、なかなか難しいのかなというところでございます。

○議長（谷澤久孝君） 野中寿勝君。

○1番（野中寿勝君） 一般会計予算で、結局、後期高齢とか特会の中ではないので、一般会計なので、幅広く、そういった町民の方には早く、高齢者の方は特にですが、打っていただきたいというような姿勢があるのであれば、もう少し工夫の余地はあるのかなと思うので、実際これ運用される中で、こういったことが町民の方が打つときに、なかなか歩くのおぼつかないけれどもという話になったときにはどのように対応される考えなのか、考え方だけちょっと伺っておきます。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 基本的には、あいあいタクシーとかそういったものをご利用していただけるように検討しているところでございます。

以上です。

○議長（谷澤久孝君） 野中寿勝君。

○1番（野中寿勝君） では、2点目に移ります。

配送業務委託料、委託するので、どういった委託先になるのか、その選定の方法、それについてお

知らせいただきたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） ワクチン配送委託業務につきましてですが、こちら、まず概要から言いますと、ワクチンがまず県のほうから入ってきます。それを基幹病院、高田厚生病院になるのですが、そちらのほうで一旦引き受けます。それを今度各医療機関のほうに配送するような形になります。配送が週に2回、月で約8回になります。専用の保冷庫で専用の車両で配送するという形になります。今現在使っているのがファイザー製のワクチンでありまして、ファイザー製のワクチン、やっぱり専門で取り扱える業者さんというのが決まっておりますので、そちらの業者さんのほうに委託するという考えでございます。今現在、県のほうから来るときもそちらの業者さんのほうが配送してくるということでございます。

以上です。

○議長（谷澤久孝君） 野中寿勝君。

○1番（野中寿勝君） そうすると、今県から基幹病院のほうに配送される業者、その業者の方を、随契になるのでしょうかけれども、その専門的な知識、実績を踏まえてそこに委託するという予定にしているということで、そういう理解でよろしいですね。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） そのとおりです。

○議長（谷澤久孝君） 野中寿勝君。

○1番（野中寿勝君） これ今日予算が上がっていますけれども、いつから、委託契約これからすぐすると思うのですけれども、いつからその配送を実際にやるのか。結局、ワクチン接種とか、そういう医療機関にいつ来るかによっても体制的にいろいろ検討する部分あるので、いつから契約して、いつから配送をお願いするのかお伺いします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） ワクチン接種、既に先週から始まっております。予算のほうについて、まず5月分についてのみ流用させていただいて対応しているところでございます。この予算が可決していただきました後に、この以降の契約を改めてさせていただくという予定でございます。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） では、1点お願いします。

補正予算書の6ページ、商工費、商工振興費でプレミアム付商品券事業補助金について、参考資料を基に質問させていただきます。昨年と同様の内容かなというふうに受け止めますけれども、その中で何点か確認させていただきたい。

まず、購入限度額を1人につき3万円にした理由。まず1点目ですね。

2点目が販売開始日、8月上旬となっております。昨年もそのようにしております。これを審議し

たときに、もうちょっと早くできないかと、使い勝手がよく、早く使っていただけるように、もっと早くすべきではないのかという議論があったかと記憶しております。どうして8月上旬なのか。もっと7月中に早期にできなかったのか。それが2点目。

使用期間が8月上旬から11月下旬、4か月近くを見ております。早く使っていただいたほうがいいわけですが、額が額だけに、もうちょっと長くできなかったのか。それが3点目です。

それから4点目に、販売方法、昨年と全く変わります。これをもう少し分かりやすくご説明いただきたい。

それから、5点目ですが、事業費の中で事務費が700万計上されております。去年は300万。倍以上増額されています。確かにいろいろあったのだろうというふうには推測できますけれども、内容についてももう少し詳しく教えていただきたい。

以上、お願いします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） それでは、お答えさせていただきます。

まず、1点目の1人当たり3万円とさせていただいた理由でございますが、これにつきましては、昨年の反省をちょっと生かしまして、去年は実際1世帯当たり5万円というふうな設定でやらさせていただいたところでございますが、結果かなりの残数が発生してしまったというふうなことがございます。この点を踏まえまして、1人3万円とさせていただくことでほとんど用意した分をお売りすることができるのではないかとというふうなところで3万円とさせていただいたところでございます。

あと販売開始でございますが、これがなぜ8月なのかというふうな2点目でございますが、これにつきましては、今こういう消費が低迷しているというふうな実情を踏まえまして、なるべく早く私どもとしましても売りたいというふうに思っております。ただ、どうしても商品券を新たに作成したりする時間が非常にかかってくるというふうなことで、なるべく急いでやらさせていただいて8月上旬の販売というふうになってしまうというふうなことでございますので、ご理解をお願いしたいなというふうに思っております。

あと、3点目でございますが、使用期間の問題でございます。8月上旬から11月までとさせていただいたところでございますが、これにつきましては、今こういうコロナ禍においてなかなか消費が伸び悩んでいるというふうなことがございますので、なるべく短期間のうちに集中的にお使いいただくことによってかなり町内の各事業所が助かるのではないかとというふうな考えに基づきまして、このような期間設定とさせていただいたところでございます。

あと、4点目でございますが、販売方法の流れについてでございます。これにつきましては、昨年度から中身を変えさせていただいたところでございます。昨年の反省を踏まえまして、まずは町のほうからチラシを各世帯のほうに送らせていただきます。それがお申込書も兼ねておるものでございます。その中で、今度商工会のほうに購入希望の申込みをしていただくこととなります。そうしま



すと、その後に購入引換券というものを逆にその申込みいただいた方に対して発送させていただくこととなります。それで、来たその購入引換券を基に、今のところの予定でございますが、各金融機関もしくは商工会のほうで引換えをしていただいて、引換えと同時にご利用いただくというふうな流れになってございます。

最後の5点目でございますが、事務費の内容、中身についてでございます。昨年と比較しまして金額がかなりかかっているというふうな内容でございますが、これにつきましては、まず1点といたしまして、まずその販売券の引換え業務を金融機関のほうに依頼したことによりまして、その手数料が発生しております。これが200万弱増えておるところでございます。さらには、今回、今までは商工会単独で自らがポスターの印刷ですとかチラシの印刷、あとは商品券の印刷等を行っていたわけですが、これにつきましては、なかなか事務、手間が煩雑になるというふうなことで、通常の業務に支障を来すというふうなことで、これを外注してございまして、この費用についてもプラスの要因というふうになってございます。これが事務費が増えた理由というふうになってございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） 再度の質問に入る前に、マイクの近くで話ししていただかないとなかなか聞こえづらいかと思えます。皆さんにとっても、お願いをいたします。

まず、1点目ですけれども、購入限度額、昨年5万。再度の募集で最終的にははけたというふうに記憶しております。より多くの人に使っていただけるようにという配慮もあるのかなとは思いますが、これ昨年と違うことをはっきり分かるように周知する必要があるかなというふうに思っております。

2点目ですけれども、これ昨年で経験しているわけですから、もっと販売開始を早める手だては私はあると思います。これなるべく早くやったほうが効果的だというふうに私は今の説明を聞いてもなお思うところございますので、再度の答弁をいただきたい。

3点目ですけれども、この期間、2点目で申し上げたように、早ければ早いほど使える効果は出てくると思いますので、ぜひ検討いただきたい。

4点目ですけれども、これも一見簡単そうに、容易に取得できそうなふうにも思いますが、昨年とは変わるわけですので、しっかり分かりやすい説明しておかないと、皆さんが机上で考えているほど町民の皆さんにはなかなか理解が進まないと思います。去年の苦勞がありますので、そこは分かりやすく説明を出していただきたい。

以上、再度答弁をお願いします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） ただいまの再度のご質問でございます。まず、1点目の1人当たりの限度額を3万円とした部分に関してでございますが、これは当然昨年と違うところがございますの

で、目立つようにといたしますか、違いがしっかり分かるように周知してまいりたいというふうを考えております。

あと、2点目の販売開始日について、もっと早められないのかというふうな再度のおたがしでございすが、これにつきましては、事業実施主体になります商工会のほうとはちょっと打合せを實際内々にさせていただいたところでございますが、準備の都合もございまして、委託している部分もかなりございしますので、その委託先との兼ね合いも含めましてなかなか、早めにやりたいというのは当然商工会の思いとしてもございすが、やはりそういった委託先の問題ですとかの部分もございしますので、努力してこの期間であるというふうなことで今の段階で伺っておりますので、これ以上早めるというふうなことは非常に難しいのかなというふうな考えておるところでございます。

3点目のその使用期間の部分に関しましても、今の2点目と一緒にございまして、なかなかその準備が整わないというふうなことで、当然使用につきましてもちょっと早めることが難しいというふうなことでございします。

最後の販売方法の流れでございすが、これにつきましては、大きく改正した点でございしますので、しっかりと町民の方が買いやすい、行きやすいような仕組みとして構築したものですから、この部分に関しましては、分かりやすく、しっかりとした、丁寧な周知に努めてまいりたいというふうな考えております。

以上でございます。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） 販売開始日の件だけもう一度お尋ねします。

よそがやっているから、この町でもやれるだろうという、そういう乱暴な議論するつもりはありませんけれども、昨年経験しているわけです。時期的にお中元、それからお盆には使える状況にはなっていますけれども、その前段で、一番お金が回る時期を考えると、当然早いほどいいわけです。だから、そこはしっかり商工会でももっと自覚を持ってやっていただけるのではないかなと私は思います。だって、昨年やって経験しているのですもの。だから、そこはもう一度、私は協議しても差し支えないのではないかなと。ましてや印刷物がもうできてしまっているのだという話ではないですよ。今審議しているのですから。そこはもう少し努力いただければ商工業者にとってもありがたい話ではないかなというふうに思われますので、再度の答弁をお願いします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） 再度のおたがしでございします。この商品券の事業の実施の目的というのは、先ほど政策財政課長から申し上げましたとおり、地域経済の停滞に歯止めをかけることと、あとは消費を喚起させることで町内事業者の事業継続を応援するというふうなもので、私どももいたしましてもこの事業は非常に必要だというふうなことで考えておまして、よそがやっているかというふうな、そういった考えは一切ございせん。なるべく早くできないかというふうな議論は、こう

いった政策をいろいろ立案する中で、関係機関として商工会さんとは事細かに打合せをさせていただいております。その中で、今の現状を鑑みますと、もう一刻も早くやっぱり実施したいというふうな、そういった思いは私どもも商工会さんも同じ意識で持っております。ただ、どうしても外注かけなければいけないとかというふうな部分もございますので、そういった意味からすれば、相手があることでございますので、なるべく早くしたいという気持ちはもちろんあるのですが、そういった事情でどうしてもなかなか難しいというふうなことでございました。ただ、再度そういった、もう少し時期を早められないのかというふうなことは、難しいのかなというふうには思っておりますが、ご審議いただいて、採決いただけた後で、商工会のほうとは再度協議してまいりたいというふうに考えております。

○議長（谷澤久孝君） 山内須加美君。

○13番（山内須加美君） 1点お願いします。

購入限度額について、今ほど説明を受けておりました。確認です。昨年度の反省を踏まえて今回提案されたわけですね。それは了解しました。ただ、心配する部分として、1人につき3万なのですが、1家族の限定、人数が大人数というふう考えたときに、私、公平性からいってちょっとどうなのかなという。本町は2,000世帯ですけれども、人口は2万弱という中で、この辺については検討されたかどうか。私は、1家族当たりの限度もある程度念頭に置かないと、公平性からいってちょっと疑問を感じたのですけれども、その辺検討されたかどうか伺います。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） ただいまの1人当たりの限度額の件でございますが、これにつきましては当然課内で事業の構築に当たりまして十分議論をさせていただいたところでございます。昨年は1世帯当たり5万円というふうなことで、1世帯に何人いまして、1人の場合についても限度額5万円で、5人いらっしゃる場合につきましても5万円というふうにさせていただきました。そちらのほう今回の1人3万円とさせていただくよりもちょっと公平性が損なわれるのではないかというふうなところで、1人3万円とさせていただいたほうが、より公平ではないかというふうな考えに基づきまして1人3万円と今回はさせていただいたところでございます。

○議長（谷澤久孝君） 山内須加美君。

○13番（山内須加美君） 担当課のほうでそういう考えなのでしょうけれども、昨年残った券もあってという反省を踏まえて今課長の説明ありましたが、ただデータを見ますと、公正性から見るとちょっと心配な部分、売れ残りの分についても、それは完売することが当然なものですから、その辺懸念したわけなのですが、ぜひひとつその辺は、検討されたということであればこれ以上質問する必要はないかと思えます。分かりました。

以上です。

○議長（谷澤久孝君） 佐治長一君。

○10番（佐治長一君） 歳出の4ページと5ページ、2点お伺いいたします。

1点目は、3款民生費の節18、これの事業費補助金、これ建設補助ということでありましたけれども、7,056万円。改めて建物の説明と、どこに建設されるのか、まず1点お伺いします。

それと、2点目は5ページの民生費ですけれども、これも18節、子育て世帯生活支援特別給付金ですけれども、この基準は、どういう世帯が選ばれて、対象者はどのくらい見積もっているのか、2点だけお伺いいたします。まず、1点目よろしくお伺いいたします。建設事業補助金の中身についてお伺いいたします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） それでは、今ほどの地域医療介護総合確保基金事業補助金についてご説明させていただきます。

この施設につきましては、民間の法人が建設する施設に対して補助金を出すものでございます。法人につきましては、社会福祉法人心愛会。場所につきましては、旧第一小学校、道路を……

〔「分かんないの」と言う人あり〕

○健康ふくし課長（平山正孝君） そうですね。本郷地域でございます。本郷地域の……

〔何事か言う人あり〕

○健康ふくし課長（平山正孝君） 申し訳ございません。旧本郷第一小学校跡地北側、道路を挟んだ北側が予定地となっております。整備する施設につきましては介護施設、小規模多機能型居宅介護支援事業所と認知症対応型共同生活介護施設、この2つの併設型ということでございます。

○議長（谷澤久孝君） 佐治長一君。

○10番（佐治長一君） これ収容人数というか、そういう数の関係はどうなのですか。利用者数というか。どのくらいの規模を考えているのか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 施設のほうからの情報でしかございませんが、一応小規模多機能の施設につきましては通い15、宿泊9、認知症対応型共同生活介護、グループホームにつきましては定員9名でございます。

○議長（谷澤久孝君） 佐治長一君。

○10番（佐治長一君） 5ページの18節ですが、子育て世帯生活支援特別給付金ですが、どういう基準で選ばれて、あと対象者はどのくらい見積もっているのかお伺いいたします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） まず、対象者についてでございますが、対象者につきましては低所得世帯ということで、その低所得世帯、住民税均等割が非課税の方ということになります。令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けている方で、3年度分の住民税均等割が非課税の方がまず対象になります。あと、次に18歳までの子を養育している方、障がい児の場合は20歳

未満が対象ということになります。同じく令和3年度分の住民税均等割が非課税の方が対象です。あと、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、住民税均等割非課税者と同様な状況にある方が対象ということになります。その方々につきましては、ある一定期間の条件を抽出して申請していただくということになります。対象者につきましては、一応推計で580名程度、児童数で580名程度を見込んでいるところでございます。

以上です。

○議長（谷澤久孝君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第38号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（谷澤久孝君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで11時25分まで休憩いたします。

休 憩 （午前11時14分）

---

再 開 （午前11時25分）

○議長（谷澤久孝君） 再開します。

---

○議案第39号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷澤久孝君） 日程第6、議案第39号 除雪機械購入契約についてを議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

建設水道課長、鈴木明利君。

〔建設水道課長（鈴木明利君）登壇〕

○建設水道課長（鈴木明利君） それでは、議案第39号を説明申し上げます。

議案書の4ページ、提出案件資料1ページ下段、参考資料の3ページを併せて御覧ください。本案は、除雪機械購入契約について、地方自治法第96条第1項第8号及び会津美里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、除雪機械購入、14トン級、除雪ドーザ車輪式でございます。契約の方法は、制限付一般競争入札でございます。契約の金額は、2,706万円でございます。契約の相手方は、福島県喜多方市豊川町高堂太字橋向2683番地、喜多方ブル自工株式会社、代表取締役、上野利八でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（谷澤久孝君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

星次君。

○8番（星次君） 除雪機械の2,706万円ですが、これについて、下取りの価格というのは発生していなかったのか、またはこれに伴う起債充当というか、それはなかったのか、ひとつ説明をお願いいたします。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木明利君） この除雪ドーザの購入に係る下取りでございますが、下取りということは当初から想定はしておりません。廃車を予定している除雪ドーザはございますが、今後処分方法については検討してまいりたいというふうに思っております。

2点目の起債、財源等についてでございますが、これについては交付金事業のほうでの財源が充当されるということでございます。それに、残分につきましては起債の借入れ等も予定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（谷澤久孝君） 星次君。

○8番（星次君） それでは、確認したいのですが、後日そういうふうに議案として上がって提案するという理解してよろしいですか。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木明利君） 下取りの件でということよろしいでしょうか。

〔「いや、両方お願いします。起債充当も残り分は何かやるみたいなことを今聞いたのですけども、その2

点について」と言う人あり]

○議長（谷澤久孝君） 答弁、建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木明利君） それでは、1点目でございますが、下取りということについて、後ほど議会の議決承認をいただくということにはございません。これについては、廃車を目的としておりますので、それに関しまして、機械を売却、改めてそれについては別物として売却をするというような考えでございますので、改めて議会議決はもらう予定では……

[「あくまでもこの議案第39号は契約に関するものでございます。したがって、予算とは違うもので、かけ離れていますので、よく判断していただきたい」と言う人あり]

○議長（谷澤久孝君） 答弁続けて……

[何事か言う人あり]

○建設水道課長（鈴木明利君） 下取り以降について、議会の議決ということにはございません。

あと、予算でございますが、予算につきましても当初から予定されているものでございまして、今後新たにということでもございません。

以上でございます。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） 1点お願いします。

素朴な疑問です。この予定価格を見ますと3,520万円となっております。落札価格が2,706万円。800万強の少ない額で落札されております。20%強ですよ。物は大丈夫なのですかというふうに、こんなに値引きしてしまって物は大丈夫なのですかというふうに素朴な疑問を持ってしまうのですけれども、そこは当局としてはどんなふう考えていますか。当局が想定しているドーザであるのか、また違うのが来るのか。14トン級は間違いのないのでしょうかけれども、そこはどんなふうに見ていますか。あまりにも額が少ない、減額なので。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木明利君） 予定価格に対しまして落札額が大変低かったということのご質問であり、あとはそれにいたしまして納品されるものについて、ちゃんとしたものがということでございますが、当然こちらの仕様で発注しておりますので、そちらで入札をしていただいたということでございます。物もちゃんとしたものが納品されております、毎年。今回も当然のごとく正規のものが納入されるというふうに思っております。

あと落札について低かったということでございますが、これは競争の原理で下がったということでございます。それについてもご理解願いたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第39号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（谷澤久孝君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○同意第4号の議題、質疑、討論、採決

○議長（谷澤久孝君） 日程第7、同意第4号 会津美里町副町長の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

野中寿勝君。

○1番（野中寿勝君） 先ほど提案理由等もありましたが、行政経験の中で5年ほど前に退職されているということで、行政実務に関してこの5年間というのは、町の振興計画後期計画等、人口ビジョンと地域創生でいろいろ町の中で議論して、議会でも議決をしてきたという中で、5年間のギャップというのはちょっと大きいのではないかなという点を危惧しているのですが、今回この選任に当たっているいろいろお考えなされたと思うのですが、どういう観点でこの提案をされたのか、そこをまず1点お聞きしたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 町長、答弁。

○町長（杉山純一君） お答え申し上げます。

5年ほどブランクがあるのではないかというおただしでございますけれども、長年この役場に奉職



をして、そしてまた最近までも町の再雇用という形で勤めておられました。そういった観点、幅広く行政には精通しているということで選任をさせていただいたところでは。

○議長（谷澤久孝君） 野中寿勝君。

○1番（野中寿勝君） もう一点。

今回、町においては、行政に対する信頼の回復、それと入札制度の改善というのが大きく課題になっております。それで、やはり5年間のギャップがあるということについては相当ハンデなのではないかなと。やはり現に関わってきた優秀な職員、課長さんたちもいらっしゃいますので、そういう方々もあってもいいのかなと。やはりこの5年間のギャップの中で、今町長がやろうとしている町に対する信頼回復と入札制度の改善という大きな点からすれば、5年間ギャップがあるという方についてはやはりちょっと課題が残るのかなと。その点答弁お願いしたいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 町長。

○町長（杉山純一君） 再度の質問でございます。5年のギャップは大きいのではないかとということでございますけれども、私も副町長に選任をさせていただくに当たっては、そういったことも含めて、佐々木氏の今までの経験も含めて、私は足り得る人材だと確信をいたしまして推薦をしたところでありますので、ご理解をいただければというふうに思います。

○議長（谷澤久孝君） 根本謙一君。

○11番（根本謙一君） 1点お願いします。

職員、いわゆる本町の職員経験者であります佐々木氏ですけれども、私も一定程度旧課長との議論も、佐々木氏と議論もしてきた立場として、能力のある方だとは思っておりますけれども、今般、新町長として新しい行政づくりを始めていくに当たって、外部からの登用は想定していなかったのか。私は、新しいまちづくりですから、新しい視点が絶対必要だと。経験も本町の内容についてつまびらかに必要かもしれませんけれども、外部の視点でしっかり新しいまちづくりに向かうのも一つの方法であったのではないかなと。そのためには一応検討もされたのではないかなというふうに推察しますが、その辺のところでは差し支えない程度でご披露いただきたい。

○議長（谷澤久孝君） 答弁、町長。

○町長（杉山純一君） 外部からの登用は考えなかったのかというご質問でございます。実際私も県に長くいた関係上もありますけれども、県からの副町長の登用ということも私の考えの中には一部あったことは事実でございます。ただ、私自身、県会議員として勤めていた中、そしてまたこの町、会津美里町という町の行政に関してはまだまだ知らない部分が多いということもございました。そういった中であって、やっぱり長くこの町に奉職した方の経験も私にとっては非常に大きな力になるであろうという考えの下に推薦をしたところがございますので、ご理解をいただければというふうに思います。

○議長（谷澤久孝君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

渋井清隆君。

○4番（渋井清隆君） それでは、私は同意第4号 会津美里町副町長の選任につき同意を求めることについて反対の立場から意見を開陳いたします。

長の職務代理者、地方自治法第152条第1項の規定には、普通地方公共団体の長に事故あるとき、または欠けたときには、副知事または副市町村長がその職務を代理するとあります。さらに、副知事及び副市町村長の職務、地方自治法第167条第1項の規定には、副知事、副市町村長は、普通地方公共団体の長を補佐し、普通地方公共団体の長の命を受け政策及び企画をつかさどり、その補助機関たる職員の担任する事務を監督し、別に定めることにより普通地方公共団体の長の職務を代理するともあります。つまり、副町長は町長を補佐し、その補助機関たる職員の担任する事務などを監督する特別職の地方公務員であり、重要な役割をつかさどるものと認識しております。しかるに、今回の人事案件は当日提案、即同意という強行採決的な提案で、副町長としての適材性などについて判断する時間もなく、合理的理由もありません。したがって、到底容認できるものではない。結論として申し上げるならば、副町長の同意は町民の意思を反映していない。今どきこのような町長の放漫な選を町民は理解も納得もしないと考えます。よって、本案に対して反対いたします。趣旨ご理解の上、ご賛同賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

以上。

○議長（谷澤久孝君） 賛成の討論はありませんか。

横山知世志君。

○14番（横山知世志君） 私は、賛成の意を表したいと思います。

佐々木氏においては、長年町に奉職をされておられた方で、最近まで再任用としてまたお仕事を勤められておられた。しかるに、町内に長く在住されておられることに関しても、非常に副町長として適しているのではないかというふうに考えます。よって、私は賛成を表したいと思います。

○議長（谷澤久孝君） 反対討論はありませんか。

野中寿勝君。

○1番（野中寿勝君） 私も同意第4号について反対の立場で討論いたします。

先ほど質問いたしました、やはり5年間のギャップがあるということ、それから経歴簿を見ますと、今入札制度でこれから議論するということで、この佐々木氏については、町庁内の会議で指名選考委員会、入札制度についていろいろ議論する会があります。その経験はないわけです。入札制度

についていろいろ議論、検討する中核となる指名選考の経験がないことについては、やはり大きくマイナスなのではないかなという点で反対をするものであります。

○議長（谷澤久孝君） 賛成の討論はありませんか。

星次君。

○8番（星次君） 佐々木氏については、私も同僚職員として長く付き合ってきましたので、人的な部分については熟知しているつもりでございます。また、旧高田町時代には、佐々木氏は入札制度の担当者として従事した経験もございますので、人的からいって申し分ないというふうなことで、賛成の意を表するものであります。

○議長（谷澤久孝君） 反対の討論はありませんか、ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより同意第4号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（谷澤久孝君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成多数。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

---

○同意第5号の議題、質疑、討論、採決

○議長（谷澤久孝君） 日程第8、同意第5号 会津美里町教育長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

渋井清隆君。

○4番（渋井清隆君） 私は、同意第5号 会津美里町教育長の任命につき同意を求めることについて、反対の立場から意見を開陳いたします。

教育長は、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有する常勤の特別職として位置づけられて、教育委員会の統括をする職員で、教育委員会の権限に属する全ての事務をつかさどる学校教育に関する指導方針に重要な役割を持つものと認識しております。会津美里町は、古くから会津文化の発祥地として広く町民に知られているところであります。そして、福島県内の町村人口を見ると、1番が西郷村、2番が会津美里町であります。そのようなことからすれば、会津美里町には優秀な能力を持つ教育人材の方々が数多く在住していると考えます。しかしながら、町長は会津若松市に在住している方を教育長に任命したいと同意を求めている。何ゆえにあえて町外から任命しなければならないとする理由はどこにあるのか。また、今回の人事案件は、同じく当日提案、即同意という強行採決的な提案で、教育長としての適材性などについて判断する時間もなく、合理的理由もありません。したがって、到底容認できるものではない。結論を申し上げるならば、教育長の同意は町民の意思を反映していない。町長の放漫な選を町民は理解も納得もしないと考え、よって本案に反対いたします。趣旨ご理解の上、ご賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上。

○議長（谷澤久孝君） 賛成の討論はありますか。

横山知世志君。

○14番（横山知世志君） 本町の未来を左右する教育行政は非常に重要であるというふうな位置づけを持っています。現在までに空席であった教育長、その教育行政の遅れを取り戻すためにも、一刻も早く教育長の就任を望むものであります。先ほどの経歴を拝見させていただきますと、大変優秀な経歴を持たれておられる方であるというふうに思いますので、私はこの案件に賛成をするものであります。

○議長（谷澤久孝君） 反対討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより同意第5号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（谷澤久孝君） 押し忘れはありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷澤久孝君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成多数。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

---

○散会の宣告

○議長（谷澤久孝君） 以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これで令和3年会津美里町議会定例会5月会議を散会いたします。

散 会 （午前11時50分）



上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和3年 月 日

議 長 谷 澤 久 孝

議 員 鈴 木 繁 明

議 員 星 次